

ID: 25

担当部署: 教育部 地域学習推進課

処分の概要	使用の中止命令		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立学校施設開放規則 第6条		
例 規 番 号	平成13年教委規則第26号		
【根拠条文】 (使用の中止) 第6条 委員会は、使用者がこの規則又はこの規則に基づく実施要綱等に従わない場合、使用の中止を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日